

令和4年度 第2回鎌ヶ谷市文化財審議会会議録

開催日時 令和5年3月23日（木） 午後2時00分～

開催場所 鎌ヶ谷市役所庁舎6階 第4委員会室

出席委員 小川浩委員長、金出ミチル副委員長、石神裕之委員、高見澤美紀委員、
大内千年委員

事務局 後野文化係長、大竹主任主事、高木主事

傍聴者 2名

1 開会

2 あいさつ

小川委員長

3 議題

傍聴人の承認

傍聴希望者の入室

会議録署名人の選出について

会議録署名人に金出副委員長・石神委員を指名（委員長を除く名簿順）

【協議事項】

（1）令和4年度文化財保護主要事業について

事務局より会議資料に沿って説明した。

〔質疑〕

石 神 委 員：向山N o . 1 遺跡の本調査は事業者負担で現地調査のみ負担い
ただいて実施したのか。

事 務 局：そうである。今回の事業は、多額の費用負担は難しいと協議が
あった。こちらも別の整理作業を実施しており、すぐには着手
できないため、現地調査分だけ負担いただいた。

小川委員長：東葛地域のとある市で、指定された民俗文化財が連絡なく改変
されてしまうという事案があった。鎌ヶ谷市では民俗文化財で
はおそらく踊りが指定されているが、コンタクトを取る機会

を作ってほしい。

事務局：おしゃらく踊りについては、おしゃらく踊り保存会の方で継承に危機感を持っており、当課としても積極的に関わっていきたいと考えている。コロナウイルス感染拡大の影響により活動の場が減ってしまった。おしゃらく踊り保存会と文化・スポーツ課で協議をしており、公民館での講座などの企画を考えている。その他の指定文化財についても、年に一回文化財防火デーに合わせて通知を出しており、所有者、管理者と連絡を取るよう努めているところである。

小川委員長：ぜひ関わりを持っていてもらいたい。野馬土手の除草について、「ニガキ」という木が生えている場合がある。馬の整腸剤のような役割を果たしており、枝払い等で傷んでしまう場合がある。剪定の際には気を付けてもらいたい。

大内委員：報償費について、澁谷家住宅の資料は寄贈、市指定文化財澁谷総司書簡は寄託ということだが、管理は郷土資料館ということか。寄託となっているが、報償費は支払うのか。

事務局：管理は郷土資料館で、今年度寄託を受けたため、来年度から報償費の支払いはなくなる。

金出委員：養蚕大絵馬は初富の住所になっているが、資料館に展示されていたと記憶している。

事務局：そうである。所在を確認する。

(2) 令和5年度文化財保護主要事業について

事務局より会議資料に沿って説明した。

〔質疑〕

高見澤委員：除草委託の費用が増えているが、量が増えているのか、コストが上がっているのか。

事務局：両方であるが、近年、用地購入や土地の寄付を受けた関係で、管理地が増加しているため、除草の対応する量が増えている。

小川委員長：このようなケースをほかでも聞く。管理は重要であるため、文

化財審議会からも要求があったと、予算要求をしっかりとやって
いただきたい。

(3) 国史跡下総小金中野牧跡周知普及事業について

事務局より会議資料に沿って説明した。

〔質疑〕

石神委員：周知品（キーホルダー）については、売れ行きはどうか。

事務局：前回お見せしたものは売り切れている。そのため、デザインを
一部増やして増産した。

小川委員長：以前あった「ばふん饅頭」はどうなったか。

事務局：新型コロナウイルス感染拡大の影響で、飲食の販売は控えてい
た。来年以降はイベントの実施内容も元に戻していくため、ば
ふん饅頭も販売していく。

(4) 文化財保存活用地域計画の認定について

事務局より会議資料に沿って説明した。

〔質疑〕

石神委員：文化財の調査で、今やっておかないと消えてしまう文化財を優
先した調査をしなければならない。そういう優先順位をつける
必要があると思う。民俗文化財、戦争関連、建造物はすぐに失
われていく可能性が高いので、そうした文化財の把握が必要で
ある。それらの調査を行っていくには文化財担当者だけでは無
理なので、連携すべき組織、調査体制の構築が必要である。そ
ういう体制によって、市民に直結する身近な「地域文化財」が
発見できる。調査体制、組織の枠組みを作りつつ、地域文化財
の発見を進めるのがいいのではないかと思う。

現状なくなる文化財の調査をどこまでやるのか、計画にあるデ
ータベースをふまえてどうやって行くのか、ロードマップを構
築していければいいと思う。

事務局：これから進めていくことになるが、ご指摘いただいた組織つく
りが一番重要と考えている。できれば市民ボランティアを募集
し、身近な文化財について知っていただくことが必要と考え

る。その方法等については、この会議で示していければと思う。

小川委員長：前任の郷土資料館長時代に資料のデータベースを作成しているので、それも検討しながら活用を進めて欲しい。

金出委員：澁谷家住宅の保存活用事業が歴史的建造物保存活用事業と記載されており、澁谷家住宅という言葉が入っていないが、ほかの建物も将来的には活用していく予定があることから、歴史的建造物となっているのか。

事務局：現時点でその予定はない。しかし、将来的には澁谷家住宅以外のものがでてくる可能性がある。鎌ヶ谷市内にある登録有形文化財の丸屋については、所有者の方で事業を進めている。金銭的なサポートは難しいが、協力できることはしていく。

金出委員：文化財保存活用地域計画の中で地方登録制度が挙げられているが、これは市の地方登録制度か。

事務局：市である。

小川委員長：宿場町で建物群が残っている場所はそれら文化財をまとめやすいが、鎌ヶ谷市の場合には建物が点在している。文化財を群としてどうまとめるか、点在しているものを広くまとめて、文化財として捉えることができるか。地域にある指定文化財ではない文化財を捉えていく事は非常に賛成である。

大内委員：千葉県では、令和4年4月から県登録文化財制度を実施している。この制度では、今までの指定制度では漏れていたが、地域のシンボルなどとして地域の人々から保存されているものを登録している。指定文化財制度よりも柔軟性がある制度である。市町村の地方登録制度の大きなメリットとしては、国の交付税措置があるということであると思う。市の登録制度について前向きに検討していただきたい。

事務局：国から交付税が入るとするのは大きなメリットだと考えている。現在、補助は指定文化財に限られているが、補助できる範囲をどうにか広げていきたいと思っている。その財源としても使える可能性のある地方登録制度は大きな魅力だと思う。

(5) 歴史的建造物保存活用事業について

事務局より会議資料に沿って説明した。

〔質疑〕

金出委員：ワークショップの結果から、澁谷家住宅を初めて見た人たちが

どこに注目するかということが分かった。

保存活用計画となると、景観について触れることになると思う。そのなかで、鮮魚街道からの眺めで、鎌ヶ谷市が購入していない畑部分の土地利用が所有者にゆだねられている。その場所で今後、開発が行われることも考えられなくはないため、市の登録制度などを検討して、早い段階から鮮魚街道からの景観を守ることを考えて保存活用計画に入れることができれば良いと思う。

小川委員長：澁谷家住宅は東葛飾管内でも家相図が残っている数少ない事例である。できる限り家相図に近い形で復元して欲しい。家相図に描かれているものが1つでも欠けてしまうと、屋敷の価値が減ってしまう。敷地内に生えている樹木についても、無駄な植樹はしていないと思われるので1本ずつ調査していただきたい。畑についても、残していただきたい。無駄なものはないという考えで計画を立てていただきたい。

屋根は茅葺屋根に戻すのか。

事務局：屋根は、現状のままの予定である。主屋の中から茅葺屋根を見ることができるので、今の状態で維持していく方向である。今回の計画では、畑など今の形を残した上で、どこをどう復元していくかを検討していきたいと考えている。

小川委員長：屋根は現状のままが良いと思う。茅葺に戻すと、戻すだけでなく、維持していく事も大変である。公開して、財政的にゆとりができれば戻すという方向で良いと思う。また、防犯や防災についても、どこまででも人が入れてしまうというのは管理上問題がある。家相図には土塀が記載されているので、周囲をどのようにしていくかについても、検討して欲しい。

事務局：隣地との境は、人が簡単には入れないようにしないと考えると考えている。しかし、どう復元をするのかというところは受託業者と相談して決めたい。また、周囲との境については、防犯という視点からも検討していきたい。

石神委員：現在は活用に向けて計画を立てているとのことだが、公開はいつを予定しているか。

事務局：令和8年度に公開予定である。

石神委員：どのような公開方法を考えているか。

事務局：常時公開は難しいと考えている。普段はボランティアの人々に管理をしてもらい、月に何度かイベントや見学会を実施していく。イベントについても、澁谷家住宅や佐津間地区に関するだけでなく、古民家に関連して何かできることはないか考えていたが、第一種低層住居専用地域という都市計画法の制限が出てきたため、どの範囲まで可能か確認しているところである。

小川委員長：事務局で希望者の案内や見学会を行うのではなく、国史跡下総小金中野牧跡周知普及実行委員会のようにNPOなどの組織を立ち上げてイベントを実施していけたら良いと思う。

石神委員：目標をどこに定めるかによって、行うことが変わるので、どこまでやるかしっかり目標を決めた方が良いと思う。

活用方法は多くあるが、目標を決めたうえで、年間で何を行うかロードマップを作成していく必要がある。目標までどうやったらたどり着くかを考えていった方が良いと思う。例えば、ほかの自治体などの活用形態をモデルとして、こういう方向性で計画を作成するといった、具体的目標を決めていただきたい。

金出委員：用途地域による制限が課題とのことであるが、石神委員が述べたように目標へたどり着くためにどうすれば制限をのり越えることができるかというところだと思う。文化財であるという点から、建築基準法の適用除外を受けるために、市によって条例を策定することができるかもしれない。そういったところも含めて目標を実現するための手法において市が調節できる部分があるかもしれない。

事務局：澁谷家住宅のある地域は、店舗等の他地域から大勢が集まるような要素がある建物を建てることができないという制限がある

ため、不特定多数の人が集まることができない。例えば、集会所・公民館・図書館は建てることできるが、葬儀場などの他地域から人が来る施設は建てることできない。その用途地域の制限をどうクリアするかが今一番の課題である。

小川委員長：多くの問題が出てくると思うが、まず3年後の目標を決めてそこからどうするかを考えた方が良いと思う。新たな建物を建てる計画がないのであれば、土地利用に関しては難しいことはないのではないか。現在の状態が違法なのか。

事務局：違法ではない。家として建っている分には違法ではないが、今後活用していくにあたって用途に制限がかかっている。その解決策として、金出委員がおっしゃったような条例というのがあると思う。しかし、条例を作るには県の建築審査会と協議が必要であり、市単独で条例を作ることができないと建築住宅課から言われている。

大内委員：澁谷家住宅の活用を考えた時に、建築基準法や都市計画法の規制が必ずかかってくる。ほかにもいろいろな法律で規制がかかってくることも考えられるので、1つ1つチェックしてクリアしていかななくてはいけない。様々な法令をチェックして、出来ることできないことを決めて行かないといけない。そのうえでどう目標を設定するかが大事であると思う。澁谷家住宅は非常に良い状態で残せており、地域の人々も同地区の他の文化財と一緒に活用したいという思いがあるので、その思いを大切に、将来的には地域の文化財を活用していく起点となるような場所となると良いと思う。

今後、見学会を開催し、意見を聴くとのこと、見学会の実施は大変だと思うが、多くの人たちの澁谷家住宅に対する思いを取り込める機会だと思うので、ぜひ、実施していただきたいと思う。

閉会

【会議終了】以上

以上、会議の経過を記載し、相違ないことを証する。

令和 5年 7月 23日

署名人 金出 ミチル

石神 裕之